第二十八条の五第一項第四号中「第百二十三条」を「第百二十四条」に改め、同号(2)中「けん銃」を「拳銃」に改め、同項第五号中「第百二十三条」を「第百二十四条」に改め、同項第六号中「国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）」を「国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一章」に、「調査、検査又は犯則の取締りの」を「犯則事件の調査に関する」に改める。

附　則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四九（地域手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十年三月三十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―四九―五〇

人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四九（地域手当）の一部を次のように改正する。

別表第三中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　総務省統計局統計データ利活用センター　平成三十年四月一日

附　則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十年三月三十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―五五―一三一

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

別表の一の表東京都の項中「伊豆諸島自然保護官事務所」を「伊豆諸島管理官事務所」に改める。

別表の一の表長野県の項中「上高地自然保護官事務所」を「上高地管理官事務所」に改める。

別表の一の表長崎県の項中「｜対馬市美津島町雞知乙四四〇｜大阪航空局対馬空港出張所｜」及び「｜五島市上大津町二一九二｜福江空港・航空路監視レーダー事務所｜」を削る。

別表の二の表岐阜県の項中「平湯自然保護官事務所」を「平湯管理官事務所」に改める。

附　則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十年三月三十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一二三―三四

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中ロを削り、ハをロとし、ニからテまでをハからエまでとする。

附　則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一一―八（職員の定年）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十年三月三十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一一―八―四二

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号中「原子力防災専門官、原子力運転検査官（統括原子力運転検査官を除く。）及び原子力専門検査官」を「上席原子力防災専門官、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官、主任安全審査官、原子力運転検査官、主任原子力専門検査官、原子力専門検査官、首席原子力専門検査官及び上席原子力専門検査官」に改め、同項第二号中「及び統括原子力運転検査官」を「、上席安全審査官、安全規制調整官、統括原子力運転検査官、教官及び上席指導官」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○国家公安委員会規則第三号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、国家公安委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

国家公安委員会委員長　小此木八郎

国家公安委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則

国家公安委員会行政文書管理規則（平成二十三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（総括文書管理者）	（総括文書管理者）
第四条　［略］	**第四条**　［同上］
2　総括文書管理者は、次に掲げる事務を行う。	2　［同上］
一　［略］	一　［同上］